

北川村過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

高知県 北川村

目 次

1 基本的な事項	
(1)北川村の概況	1
(2)人口及び産業の推移と動向	2
(3)行財政の状況	4
(4)地域の持続的発展の基本方針	5
(5)計画の達成状況の評価に関する事項	6
(6)計画期間	6
(7)公共施設等総合管理計画等との整合	6
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)現況と問題点	8
(2)その対策	9
(3)計画	10
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	11
3 産業の振興	
(1)現況と問題点	11
(2)その対策	12
(3)計画	15
(4)産業振興促進事項	15
(5)公共施設等総合管理計画等との整合	16
4 地域における情報化	
(1)現況と問題点	16
(2)その対策	17
(3)計画	17
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	17
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)現況と問題点	18
(2)その対策	18
(3)計画	18
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	19

6 生活環境の整備	
(1)現況と問題点	19
(2)その対策	20
(3)計画	21
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	21
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)現況と問題点	22
(2)その対策	22
(3)計画	23
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	24
8 医療の確保	
(1)現況と問題点	24
(2)その対策	25
(3)計画	25
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	25
9 教育の振興	
(1)現況と問題点	25
(2)その対策	26
(3)計画	27
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	28
10 集落の整備	
(1)現況と問題点	28
(2)その対策	28
(3)計画	29
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	29
11 地域文化の振興等	
(1)現況と問題点	29
(2)その対策	29
(3)計画	30
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	30

12 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1)現況と問題点
(2)その対策
(3)計画
(4)公共施設等総合管理計画等との整合
	30
	31
	31
	31
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)現況と問題点
(2)その対策
(3)計画
(4)公共施設等総合管理計画等との整合
	31
	32
	32
	32
14 過疎地域持続的発展特別事業分
	32

1 基本的な事項

(1) 北川村の概況

ア 諸条件

① 自然条件

本村は高知県の東部に位置し、東西最大幅約17km、南北最大幅約23km、総面積196.73km²、林野率が約95%を占める典型的な山村である。海拔500～1,000mに及ぶ山岳の間を縫って流れる奈半利川の本流・支流に沿って26の集落が僅かな平野部に点在している。気候は、温暖多雨で年平均気温約16.3°C、年間降水量は3,000～4,000mmで地質及び土壤は杉・桧の生育に適している。

② 歴史的背景

明治初期までは、柏木地区を中心として長山以北18集落をもって北川郷としており、それ以南は奈半利郷であった。明治21年(1888年)村制発布により22年4月1日北川郷と奈半利郷の枝村であった野友・加茂・久府付・野川を合併し「北川村」として発足、23年3月4日県令第31号をもって認められた。平成元年(1989年)に村制施行100周年を迎え現在に至っている。

③ 社会的条件

本村の人口は、大正9年から増減を繰り返し、奈半利川電源開発事業の最盛期であった昭和35年に6,000人まで増え、一時期は電発景気に沸いたが、その後、ダムの完成、国有林事業の統廃合等による人口移動に加え、地場産業の衰退、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出や出生数の減少などの影響により減少し、令和2年には1／5以下の1,146人にまで激減している。また、村内及び近隣市町村に産業の集積が乏しく、学卒者のほとんどが村外へ転出を余儀なくされており、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し、近年は65歳以上の老人人口も減少に転じつつある。

④ 経済的条件

令和3年度の村内総生産額は8,558百万円で、平成23年度から令和3年度までの平均成長率は4.6%である。

産業別の割合は、第1次産業12.7%、第2次産業47.1%、第3次産業37.2%、その他2.9%となっている。本村の主な産業として、第1次産業は農林業、第2次産業は建設業、第3次産業では電気・ガス・水道・廃棄物処理業である。

イ 村における過疎の状況

昭和32年に始まった奈半利川電源開発事業は昭和40年に終わり、昭和35年に大谷・久木・釈迦の3集落で1,812人と村の約30%を占めていた人口は、45年には103人、55年には49人、平成25年度末には11人にまで激減している。また、小川地区にあった国有林事業所が統廃合となり昭和35年に617人いた小川地区の人口は、45年には413人、55年には64人、平成25年度末には21人と減少した。

本村では、過疎対策として、昭和56年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、産業の振興、生活環境の改善、交

通通信体系の充実などに取り組んできた。

しかしながら、ゆずの産地間競争の激化や長期的木材価格の低迷など、第一次産業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、人口減少による経済の縮みが若者の流出と地域の衰退を招いた。この結果、さらに経済が縮むことで村民の暮らしが一層厳しくなるという負の連鎖をたどってきた。

本村が今後も活力を維持・存続していくためには、人口1,000人という最低ラインを維持することが重要であり、1,000人を下回ると、行政サービスの低下や学校の統廃合等が想定される。1,000人以上の人口を維持しながら、住民や地域それぞれが支え合い自立してくらしを守るために、本村の基幹産業であるゆずを柱としながら、UターンやIターンによる移住を実現し、若者が村内で居住し生計を立てていくためのむらづくりビジョン『千人の家族が子どもを育む ゆず王国北川村』を掲げ、令和42年までの中長期的な取り組みを継続して行っていく。

ウ 社会経済的発展の方向

本村の主な産業は、生産額順に列挙すると第3次産業、第2次産業、第1次産業であり、このうち、第3次産業では電源開発(株)が、第2次産業では建設業の数社が占めており、村が政策的に産業の振興を図るのは第1次産業の農林業となる。

ストロングポイントとなるべき農林業分野において、2020年農林業センサスにおける本村の農業従事者の平均年齢は66.9歳と農業従事者の高齢化が進んでおり、高知県平均の63.7歳、全国平均の62.3歳を上回っている。加えて、後継者不足等の課題も山積しており、本村の持つ優位性や特性を活かした大胆な施策の展開が急務となっている。

平成19年に『ゆずの振興なくして地域の振興なし』という基本姿勢のもと、北川村がゆずの産地として今後進むべき方向性を「ビジョン」として取りまとめ、生産者、農協、民間企業、行政が協力して、具体的な対策を行い、信頼関係の構築や販売の一元化、新規就農者の確保という一定の成果があらわれてきたことから、これまでの成果を発展させていくために、令和7年度版北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動して、本村の過疎対策事業をさらに加速化させていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口は昭和35年から50年にかけて、約3,900人(▲65%)減少しており、特に15歳から29歳までの人口が激減している。50年以降も15歳から29歳までの若年層人口は約17~28%程度の振れ幅で減少し続ける一方、65歳以上の老人人口は55年時点ですでに年少人口を上回るなど加速度的に増加を続け、典型的な少子高齢化の状況にある。

高齢化率は全国より25年以上先行しており、将来的な人口推計として、令和42年時点でパターン1(405人)となることが予想される。人口減少の流れが加速していく中、本村が今後も活力を維持・存続していくためには、年齢構成も意識しつつ、人口1,000人という最低ラインを維持することが重要であり、住民や地域それぞれが支え合い自立してくらしを守るために、各施策を効果的に実施していく必要がある。

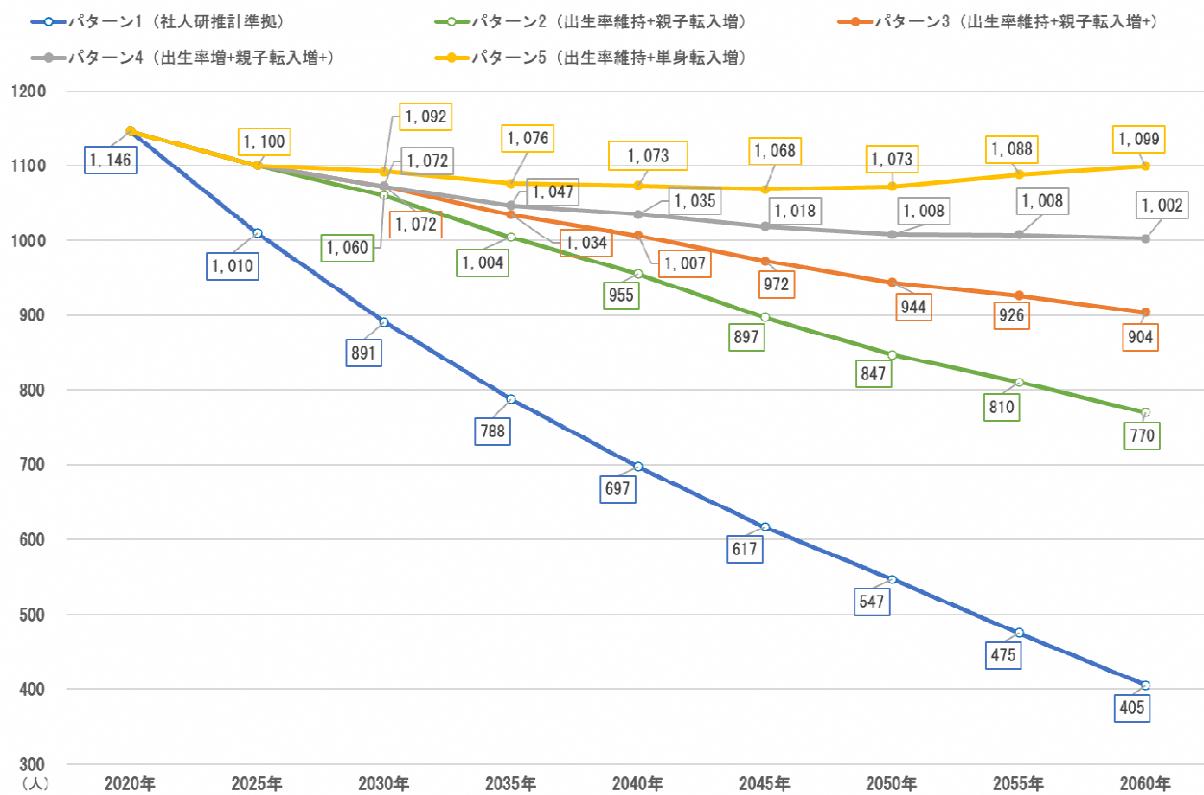
本村では、第1次産業の農林業分野において若者が地域に残り、人口減少による負の連鎖を克服できるような取組として、基幹産業であるゆづを主軸とした産業振興の取組を行っている。今後の動きとして、担い手の確保・育成、生産性の高い園

地の確保を目指し、生産量・品質向上に注力する。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年											
	実数	人 6,000	実数	人 2,123	増減率	% ▲ 64.6	実数	人 1,706	増減率	% ▲ 19.6	実数	人 1,478	増減率	% ▲ 13.4	実数	人 1,294	増減率	% ▲ 12.4	実数	人 1,146	増減率	% ▲ 11.4
総 数																						
0歳～14歳	1,580	381	▲ 75.9	231	▲ 39.4	165	▲ 28.6	140	▲ 15.2	102	▲ 27.1											
15歳～64歳	4,109	1,358	▲ 67.0	1,004	▲ 26.1	749	▲ 25.4	604	▲ 19.4	539	▲ 10.8											
うち 15歳～ 29歳(a)	1,522	254	▲ 83.3	184	▲ 27.6	152	▲ 17.4	126	▲ 17.1	111	▲ 11.9											
65歳以上 (b)	311	384	23.5	471	22.7	564	19.7	550	▲ 2.5	505	▲ 8.2											
(a)/総数 若年者比率	25.4	% 12.0	—	10.8	—	10.3	—	9.7	—	9.7	—											
(b)/総数 高齢者比率	5.2	% 18.1	—	27.6	—	38.2	—	42.5	—	44.1	—											

表1-1(2)人口の見通し(第3次北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略)



(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

地方分権により、各地方自治体の裁量が重視されるようになって以降、地方自治体が優良な行政サービスを提供するためには、官民一体となって英知をしづり、主体的かつ個性的な地域社会を形成して行く必要があり、住民主導の活動をサポートする他、情報公開の推進、事務事業の効率化などにも積極的に取り組んでいく必要がある。

イ 財政・施設整備の状況

三位一体改革による地方交付税の削減や地方債の増加に伴い、平成16年度以降厳しい財政運営を行ってきたが、20年度からの国の経済対策などに基づく交付金や地方交付税の増額、行財政改革による歳出削減、地方債の新規発行抑制により、各財政指標が改善し、健全な財政運営を維持できている。

しかしながら、本村は自主財源が乏しく地方交付税に依存している状況であるため、今後も国の動向を注視し、行財政改革を推進していく。特に、必要度の高い重点事業に取り組み、できる限り住民サービスの低下を防ぎつつ、施設整備などを継続的に実施しなければならない。村道を始めとする各施設の整備状況は、全国的な水準に達していないため、中長期の計画実施と、既存施設の長寿命化及び効率的な活用に取り組んでいく。

表1-2(1)村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和5年度
歳入総額 A	3,292,416	2,292,004	2,410,206	2,375,159
一般財源	1,365,287	1,456,961	1,331,935	1,550,969
国庫支出金	376,968	208,415	149,163	210,480
都道府県支出金	284,566	294,808	263,643	139,897
地方債	431,600	97,000	268,300	228,600
うち過疎対策事業債	368,300	61,300	164,400	197,600
その他	833,995	234,820	397,165	245,213
歳出総額 B	2,922,074	2,175,818	2,288,330	2,248,105
義務的経費	1,169,074	591,272	642,994	843,434
投資的経費	928,416	542,122	498,158	297,597
うち普通建設事業	920,592	271,410	457,447	272,076
その他	824,584	1,042,424	1,147,178	1,107,074
過疎対策事業費	658,203	129,080	270,955	358,691
歳入歳出差引額 C(A-B)	370,342	116,186	121,876	127,054
翌年度へ繰越すべき財源 D	322,493	91,620	31,009	69,010
実質収支 C-D	47,849	24,566	90,867	58,044
財政力指数	0.18	0.16	0.20	0.19
公債費負担比率	33.3	12.8	10.0	17.4
実質公債費比率	9.6	▲ 2.3	▲ 4.9	▲ 1.9
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	80.4	74.8	87.6	83.4
将来負担比率	▲ 159.7	▲ 109.0	▲ 106.1	▲ 304.3
地方債現在高	1,385,045	1,140,815	2,294,863	2,390,831

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和5年度末
村道 (m)	55,672	57,826	64,017	64,270	64,270	65,310
改良率(%)	17.7	38.6	38.3	38.9	38.9	40.8
舗装率(%)	56.9	78.7	69.9	70.0	70.0	71.8
農道延長(m)	—	26,373	30,895	36,453	39,254	41,350
耕地1ha当たり農道延長(m)	66.1	109.3	110.7	138.6	160.2	159.7
林道延長(m)	—	—	46,820	49,703	50,444	51,765
林野1ha当たり林道延長(m)	7.0	9.7	12.1	15.8	15.5	15.2
水道普及率(%)	—	76.4	92.1	95.8	95.8	99.1%
水洗化率(%)	0.9	2.4	23.5	25.2	54.6	63.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本目標

過疎地域対策関連法に基づく過疎計画により、産業振興や生活環境の充実といった様々な施策を実行し、道路等の基盤整備を行ってきたが、都市部と比較すると安全性、利便性、快適性などが不十分である。過疎化は依然進行しており、地域産業の振興や福祉、教育分野等にも一定の課題を残している。

村に住んで働いて生活できる収入を得られる産業をつくり、また、村に住みたい、住み続けたいと思える生活環境を整備する必要があり、村の持つ自然的条件や伝統文化などの個性を十分に活かしながら、重点的かつ効率的な施策を実施していくために、北川村の現状及び目指す姿を踏まえ、目標人口と、4つの基本目標を設定し、地方創生総合戦略と連動した取組を行っていく。

目標人口：2060年時点で人口1,000人程度の維持

ア ゆず産業を中心とした産業振興・村民の所得向上

人口減少による負の連鎖を克服するためには、若者が地域に残ることができるよう、産業の振興を図り、村で安定した収入を確保することが何よりも重要である。

村の主要産業であるゆず産業においては、生産環境や販売力の強化を行うことを通じて所得の向上を目指し、村で働きながら生活できる収入を安定して確保できる状態を目指す。起業家農業者として経営感覚を持った担い手の確保及び育成を強化し、地産外商の成果を「拡大再生産」につなげていくための取組を強化する。またそのほかの産業についても官民で連携を図りつつ産業振興を図っていく。

イ 新しい人の流れをつくる

本村の生産年齢人口の減少は当面避けがたい状況にあり、第1次産業の担い手など、村内だけでは人材が不足している状況にある。

こうした状況を克服し、産地の維持・拡大を図るために、UターンやIターンといった

村外からの人材を呼び込むことが重要である。この人材が村で活躍し安定した収入を確保しそれを対外的に示すことで、さらに人材の確保が進み、産業振興や村の活性化が図られるという好循環が期待される。

そこで、移住者の受け入れ強化等の施策を推進すべく、ゆずをはじめとした起業家農業者の受け入れを継続するとともに、地域に新たな活力をもたらす生業の創出、魅力ある住環境の整備及び情報発信を一体的に取り組んでいく。

ウ 北川村らしい魅力ある子育て・教育環境をつくる

本村では、総合的な少子化対策を進めているところであるが、結婚や子育てを希望しながらも、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しいなどといったさまざまな事情もある。急速に進行する少子化の流れを変えるためには、こうした課題を克服することが重要であり、子育て世代が住みやすい・子育てしやすい村の実現に向けて地域全体で取り組んでいく。

また、「子育て・教育ビジョン」及びそれを実行するためのマスターplanに基づき保育から中学までの15年間を見通した特色のある教育活動を充実させることで、将来的に村に貢献できる子どもの育成を図っていく。

エ 地域の支え合いや自立により村民の暮らしを守る

過疎化が進む本村において活力を維持するためには、上記の取り組みとともに、村民が安心して暮らすことができる社会環境をつくり出すことが重要である。そのためにも村民自身が健康であることや、生活のインフラとなる移動手段、防災などが整備されていることが必要であり、地域の支え合いを通じて村民とともに取り組んでいく。

(5)計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況に対する評価については、北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証の結果と連動させることとし、産学官の外部有識者等で組織する北川村地方創生推進委員会によるPDCAサイクルの検証作業を通じて、毎年度の評価・分析を行う。

(6)計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

(7)公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定する。公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設(土木系施設、企業会計施設)に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

(1)建築系公共施設

①まちづくりの視点を踏まえた検討

統廃合など施設保有量の適正化を進めるにあたっては、施設の地理的配置のあり方、まちづくりへの影響を考慮していく必要がある。まちの活性化促進やコミュニティの中心拠点形成における公共施設等及び公共サービスが果たす機能・役割を踏まえ、村内の各拠点・各地域に求められている機能が喪失しないよう、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、推進施設の配置を検討する。

施設配置の変更は、施設へのアクセス、利用しやすさに影響するため、交通施策との連携・他市町村との広域化等、十分に考慮し、施設配置を検討する。

また、転用のしやすい構造とする、転用や統廃合の制約となるような取り決めは行わないなど、施設の整備後であってもその時の状況に合わせた柔軟な利活用が可能となるような整備を行う。

②新規整備について

長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図る。新規整備は原則として行わないものとし、新規建設等が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行う。

老人人口、年少人口比率の変化に対応し公共施設の適正化を図る。

③施設の更新(建替え)について

施設の統合・整理や遊休施設の活用など、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についてもPPP／PFIを活用しデータの一元管理を図る。施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進する。

④施設総量(総床面積)について

更新の際は、統合を検討し複合施設とすることで施設総量を減らすことを検討する。

利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合も検討していく。

⑤効率的な施設運営

村民サービスは、既存の水準を維持するとともに、ニーズ等に応じてさらなる向上を図る必要があるが、行政の限られる財源及び人員の中では限界がある。このため、管理運営に掛かるコストの縮減を図るとともに、民間のノウハウや資金の活用、地域の住民・他団体などとの連携も視野に入れた運営方法を引き続き検討し、より効率的な施設の運営を目指す。

加えて、省エネルギー対策や未利用財産の処分、施設利用の受益者負担の適正化などのさまざまな取組や、運営の工夫による利用効率の向上を図り、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を目指す。

運営については、指定管理の利用や地域住民による維持管理協力等、民間の活用を促進する。PPP／PFIなど民間の力の活用促進を検討しながら施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

⑥必要な機能の確保

災害時の防災拠点や避難場所となる公共施設や、避難・救援活動、災害復旧時において確保すべき重要な基盤施設であるインフラ資産については、必要な機能の確保を目指す。このため、予防保全型の計画的な維持管理により、費用の抑制・平準化を図るとともに、村民生活の安全確保と、向上を図る公共施設等の配置を目指す。

⑦SDGsの推進

村民の暮らしを支える公共施設等を適切に維持管理することで、持続可能なまちづくりを推進し、国連が提唱しているSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて貢献することを目指す。

(2)インフラ系公共施設

①現状の投資額(一般財源)について

現状の投資額(一般財源)を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた投資額を設定する。

②ライフサイクルコストについて

維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストを縮減する。

PPP／PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

他県、他市町村との競争に打ち勝ち、本村を移住先に選んでもらえるよう、北川村を知らない人に関心を持ってもらい、最終的に移住・定住する段階までに必要な施策を行う。

また、村外から企業や地域が求める役割を担う豊かな経験や能力を有した「人財」を誘致する。移住促進の取り組みと連動させて、ゆずの後継者確保対策も進めていく。

(1)現況と問題点

内閣府の地域経済分析システム(RESAS)における生産年齢人口は、令和5年時点で全体の47.03%となっており、高知県の52.38%や全国の59.5%と比べてもかなり低い水準にある。類似団体と比較してみても県内では馬路村が48.05%、他県では宮崎県諸塙村が44.21%と低い水準にある。

一方で、地域経済分析システム(RESAS)における老人人口は、令和5年時点で全体の44.07%となっており、高知県の34.96%や全国の28.6%と比べてかなり高く、類似団体である馬路村が40.94%、他県では宮崎県諸塙村45.63%と低い水準にある。

このため、移住・定住の促進による村外からの人財確保を行う必要がある。若年層のUITAーン者を取り込み、生産年齢人口割合の改善に取り組む。

移住者等の住環境について、民間の賃貸住宅等が村内にないことから、村営住宅が非常に重要な役割を果たすものの、老朽化の顕著な住宅も多く、それに伴う維持管理費が増加している。しかしながら、財政的問題から全てを建て直すことできない状況である。

移住促進対策の取り組みや、入居希望者が近年多数に上っており、移住・定住促進のためにも、空き家の利活用や宅地造成による新たな住宅整備等を検討しなければならない。

(2) その対策

① 移住者受け入れ強化

i) 移住者向け情報発信の強化

- ・移住を実現するため、高知県の「移住・交流コンシェルジュ」及び北川村の「移住専門相談員」を活用し、移住希望者に寄り添いながら、不安の解消に向けたサポートやきめ細やかな情報提供などを行うとともに、移住者の受入体制を整備する。
- ・移住者に地域でなんでもらい住み続けていただくため、移住者への情報提供やサポート体制の充実を図る。また、北川村での暮らしや子どもたちへの教育環境、子育て環境等について、総合的にわかりやすく情報を得られる情報発信を行う。
- ・移住者の確保に向け中山間地域の田舎らしさを生かした情報発信を強化する。
- ・近年作成した動画やパンフレットの活用やHPやSNSでの積極的な情報発信を継続する。また、情報発信の面でも、協力企業と連携して商品開発を行う。
- ・田舎暮らしの生の声を届けられ外部交流にも繋がる北部再生の取組については、コーディネーターを協力隊任期後、集落支援員に切り替え、取組が継続できるよう対応する。

ii) 多様な人材の受け入れ(企業人材等)

- ・村内企業・団体の人材を確保するため、連携しつつ住環境の整備を進める。
- ・産業・雇用の拡大のため新規の企業誘致や既存企業の拡充支援等に取り組む。

iii) 地域おこし協力隊制度を活用した移住者受け入れ強化

- ・ゆずの新規就農以外の分野においても、地域おこし協力隊制度等を活用し移住者受け入れの強化を図る。

iv) 移住前のお試し移住、体験移住の推進

- ・地域おこし協力隊制度等を活用した移住者受け入れの強化に向けて、段階的な移住機会の提供(移住前のお試し期間の設計)に向けた受け入れプログラムの実施や一時的住まいの確保について検討を進める。

v) 移住後の定着支援

- ・移住者が安心して定住できるよう、地域住民との交流活動に取り組む。
- ・地域の催しなどの情報を積極的に移住者に提供し、地域とふれあう機会をつくる。
- ・公認心理師による保護者の相談会の提供や、保育料の無償化等の子育て世代への助成など、安心して子育てできる環境づくりを行う。
- ・転入者後の困りごとについて、村の各担当部署が相談対応して、村での定住を支援する。特に、地域おこし協力隊については、3年の任務後の処遇を見据えた募集を行うと同時に、4年目以降の定着に向けた調整を行う。
- ・行政手続きが一冊で分かるパンフレットを配布。

② 生業づくり支援

i) 起業支援プログラム実施

- ・北川村の地域資源・ポテンシャルを生かした新たな生業づくりに向けて、起業支援プログラムを実施し起業を促進させ、新たな産業や雇用の創出、村外からの移住、関係人口の創出を図る。

ii) 【再掲】地域おこし協力隊制度を活用した移住者受け入れ強化

- ・ゆずの新規就農以外の分野においても、地域おこし協力隊制度等を活用し移住者受け入れの強化を図る。

③ 事業立ち上げ・事業継続支援

i)村内事業者同士のネットワーク構築

- ・事業立ち上げや事業継続がしやすい環境づくりに向けて、村内の事業者同士が情報共有・協力し合いやすい環境構築を推進する。

④多様な住まい環境の提供

i)角木団地の宅地造成

- ・村内での新たな住まいの確保に向けて角木団地の造成及び分譲等を進める。

ii)若年ファミリー層向けの住宅取得支援(移住定住促進補助金)

- ・若年ファミリー層向けの住宅取得への支援として、移住定住促進住宅整備、移住定住者向け住宅改修や住宅購入を支援する。

iii)空き家・空き地活用促進

- ・空き家対策補助金等が移住者を対象としているが、村内の若者等も活用出来るよう検討を行うことで、若者の村外への流出をおさえ、人口減少対策につなげる。

iv)【再掲】移住前のお試し移住、体験移住の推進

- ・地域おこし協力隊制度等を活用した移住者受け入れの強化に向けて、段階的な移住機会の提供(移住前のお試し期間の設計)に向けた受け入れプログラムの開発、一時的住まいの確保について、検討を進める。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住事業	<ul style="list-style-type: none">・移住者受入事業・移住者支援事業・移住相談事業・移住者交流事業・移住 PR 事業・空き家対策事業・定住支援事業・奨学金返還支援事業・出会い・結婚支援事業	北川村	
	(2) 人財誘致事業	<ul style="list-style-type: none">・就職・就農等情報発信事業・UI ターン促進事業・企業・団体向け人財確保事業	北川村	
	(3) 公営住宅等整備事業	<ul style="list-style-type: none">・公営住宅等修繕事業・宅地造成事業・共同社員住宅整備事業・移住・定住対策住宅整備事業・移住者支援住宅等整備事業・空き家整備事業	北川村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されるが、耐震補強工事を実施するなど、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図る。また、維持管理コストの割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

3 産業の振興

産業の振興は本村の持続的発展を図るうえで重要な課題である。地域の暮らしを支える収入源や就労の場を確保し、過疎地域の魅力・特性を活かした地域活性化施策を実施する必要があり、高知県産業振興計画との連携を図り、产学研官民や外部との交流など、様々な意見を取り入れながら、新たな事業展開も推進していく。

農業の振興は、令和7年度版北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動して農家・JA・行政が一体となった取り組みに加えて、移住促進としての就農対策や海外を含めた地産外商、民間企業と連携した SDGsを意識した事業展開などに積極的に取り組んでいく。林業の振興は、豊富な資源を活かすため基盤整備に取り組む。また、観光の振興では、中芸や安芸地域と広域的な連携を図るとともに、PR や受入体制の整備などソフト面も含めて充実させていく。

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村の基幹作物であるゆずは、中北部の地域を中心に山間部特有の気温差や先代達が培ってきた栽培技術、転作の推進などにより本村の貴重な産業として定着しており、産地間競争が激化している現在でも、香りや品質において高い評価を得ている。ゆずは地域の暮らしを支える収入源であるが、農家の高齢化や後継者不足、他産地の台頭など本村のゆず農家を取り巻く環境は益々厳しくなってきており。

ゆず振興によりその状況を開拓し地域の活気を取り戻すため、平成19年度に「ゆず振興ビジョン」を策定し、地域座談会を重ね、地域とともに農家所得の向上や担い手の確保、新規搾汁設備導入などに取り組み、一定の成果があらわれてきたところであるが、担い手の確保を進めるにあたり、規模拡大に必要な園地の供給が間に合っておらず、需要に応えられるだけの生産量が確保できていない状況である。

南部地区の施設園芸ではミョウガやナスがほとんどで、露地栽培についてはオクラが多いが、いずれも園芸農家の高齢化や後継者不足による衰退が懸念されている。

イ 林業

本村の林野面積は村土の約95%を占め、豊富な森林資源を有している。しかし、長期

的な木材価格の低迷や林業従事者の減少、高齢化、不在地主などの理由により、山林の管理・保全は十分行き届いていない。林道網や機械化もまだまだ不十分であり、造林や素材生産といった商品化までに多くの生産コストがかかり、生産者の木材生産への意欲は減退の一途をたどっている。

また、林野面積の81%は人工林であり、その多くが伐採や間伐期を迎えており、木材生産だけではなく、森林の持つ水源のかん養や自然環境の保全形成など多面的機能の増進に努める必要がある。

ウ 観光又はレクリエーション

本村の主要観光施設はクロード・モネの自宅の庭を再現した「モネの庭マルモッタン」や幕末の志士の歴史資料館である「中岡慎太郎館」、日本有数の泉質を誇る「北川村温泉」がある。モネの庭マルモッタンは令和7年4月に開園25周年を迎え、高知県東部の観光拠点となっている。

しかしながら、本村は、高知県東部に位置し、空港などからの交通アクセスが不便なため、地理的に不利な状況にある。主要3施設の入場者数は、これまでの観光振興施策や朝ドラの影響等で増加傾向にあるものの、更なる交流人口拡大に向け、主要3施設での連携、施設の魅力向上や県内外への情報発信を積極的に行う必要がある。

また、旧魚梁瀬森林鉄道施設が平成21年度に国重要文化財に指定されており、29年度には遺構や食文化、歴史、伝統行事、風景など48の構成文化財とストーリーが日本遺産に認定されたため、今後も地域資源として活用していく。

(2) その対策

ア 農業

① 園地の確保

i) 園地流動化の推進

- ・地域の産業を守るために策定された「地域計画」に基づき、経営拡大を図る生産者や新規就農者に対して関係者が協力して情報提供や園地確保に取り組む。
- ・農業委員会等を中心に情報を収集し、放任園などの貸借や売買を促進する。また、各種事業等を導入し、耕作放棄地の有効活用を図る。

ii) 園場整備による優良農地の開発・確保

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業(北川モデル)などによる園場整備に取り組むなど、新たな担い手が参入しやすい環境づくりを進める。野友及び北川2期の園場整備を計画通り進めると同時に、「地域計画」策定と連動した流動化を図り、北川3期の園場整備地区を固める。
- ・新規就農者の継続的な受け入れに向けて、新たな園地整備により、生産環境が良好な優良農地の開発・確保を図る。

iii) 農地改良支援

- ・村内各農地での生産性向上に向けて、農地改良に向けた支援制度の活用促進、情報提供等の支援を行う。

② 生産環境の強化

i) データ活用型スマート農業の導入

- ・高知大学及び高知工科大学等との連携で実施する「画像を用いたゆず栽培技術

「調査事業」をR6年度～10年度までの4年間で取り組む。生産性や農業所得向上を目的に①葉果比による各年隔年抑制技術の確立、②気象データを活用した栽培管理技術の確立を目指しており、5年後の実装を念頭に事業を進める。

ii) 青果出荷の拡大

- ・高知県安芸農業振興センターとJA高知県安芸地区本部と連携し、きめ細かな現地指導を行い、技術改良や栽培方法の改善による品質の向上、また生産履歴管理や輸出に関連した栽培管理による作業負担の軽減を図る。
- ・ゆずの新規就農者の増加に比例して青果生産増が見込まれるため、市場出荷以外の青果販路確保のための支援を実施する。

iii) 優良苗の安定的な供給体制確立

- ・村内の圃場整備・新規就農など、ゆず生産振興を進める上での重要項目として、北川ゆず振興法人が取り組む村内での優良苗木の生産・供給体制の整備(目標令和9年度1,000本、令和11年度2,000本)を支援する。

iv) 農機具の導入支援／省力化支援

- ・ゆず農家の生産性向上に向けて、効率的な生産・加工体制の構築に向けた農機具等の設備導入・活用支援を実施する。

v) 収穫期等繁忙期の人手の確保(ゆずによる関係人口の獲得)

- ・北川村で課題となっている収穫期等の繁忙シーズンの人手の確保に向けて、ワーキングホリデー等の一時的労働者、また関係人口の獲得に向けた検討を行う。

vi) 関係機関との連携強化

- ・生産性・商品力を向上させるための技術的な改良や規模拡大に必要な省力化技術など、専門知識や高度な技術を必要とする分野については、営農連絡会を中心に、高知大学や高知工科大学とも連携し課題解決にあたる。

③ 販売力の強化

i) ゆず産業のブランディングと情報発信の推進・強化

- ・「ゆず香る里 北川村」の価値を高め、広く認知してもらうために、産地としてのブランディングと国内外問わず情報発信の内容及び体制の強化を図る。
- ・果汁成分分析を実施し、北川村産ゆずや実生ゆずの差別化に取り組む。

ii) 地産外商の推進

- ・生産者、JA、関係企業、行政が一体となり、販売促進イベントや営業活動、及び食品見本市等に積極的に参加し、新たな販路の確保に努める。
- ・村内外のゆず関連企業と連携し、農家所得や北川村の知名度向上などにつながるよう企業活動への働きかけと支援に努める。

iii) 商談会などの販路拡大(輸出の強化)

- ・県やJA、村内外の企業と連携しながら、国内外での見本市に出展するなど新たな販路の開拓に努める。既に販路を広げているEU圏、アメリカ、シンガポール等について、取引企業への訪問、生産地への招聘等の交流を通じて継続的な取引に繋げるとともに、中東など新たな地域を開拓する。
- ・海外で求められる品質の確保や生産地情報の提供など、他産地との競争力の向上に努める。
- ・高知県やJAと連携しながら、各国が求める肥培管理などのトレーサビリティの強化を輸出動向に合わせてしていく。

iv) ゆずを活用した関連事業の創出

- ・ゆず産業の付加価値向上、販売促進に向けて、ゆづを活用した関連支援事業（販路開拓や新たな商品開発等）を実施し、新たな事業創出を図る。

④担い手の確保・育成

i)新規就農者確保に向けたプロモーションの実施

- ・年間3名の新規就農者の確保に向けて、新規就農者・移住希望者情報ニーズや閲覧媒体等を考慮しつつ、北川村ゆづの魅力や村の就農支援の充実等を情報発信し、認知拡大を図る。

ii)村独自の就農支援の拡充

- ・産地提案型の担い手確保に取り組むとともに、研修の受入から経営開始時の園地確保及び就農支援までの総合的な支援を継続する。
- ・指導農家と連携して起業家農業研修生を2名／年を確実に育成していく。また、新規就農者も3名／年（研修生2名含む）確保に努力すると同時に、離農を防ぐために準備型の利用や技術指導の強化を図る。
- ・新規就農者の育成のため、空き農地や村が進める圃場整備など、営農に必要な農地確保の支援を行う。
- ・新規就農者の経営安定や村への定着促進のため、「北川村ゆづ陸援隊」との連携を強化継続する。

iii)農業技術指導体制の強化

- ・JAや村内既存農家等との連携のもと、新規就農者への充実した農業技術指導のための体制強化を図る。

vi)住宅の確保

- ・新規就農者や協力隊受入等の村施策と連動しながら、移住者向けの住宅整備を継続する。

⑤農業の振興

- ・ゆづ産業に限らず、農業振興に向けた取り込みを継続して支援していく。

- ・農業水路や農地の適正維持に引き続き取り組み遊休農地の発生を防ぐ。「地域計画」の策定により、農地の利用状況の再把握を行うと同時に、日本型直接支払制度や農地中間管理事業等を活用して遊休農地の減少を図る。

イ 林業

- ・本村の豊富な資源を活かすため、作業道などの整備を継続的に推進し、間伐や保育といった生産コストの軽減を図るとともに、素材生産に係る機械化の推進などを行うことで優良材の製品化を効率的に行う。
- ・地球温暖化の防止などに対する森林への高まりなどを好機と捉え、森林の持つ水源のかん養や自然環境の保全形成などの機能を充実強化させるための事業導入の検討を行う。
- ・適切な間伐をすることで生産性の向上を目指し、森林所有者に対して施業を提案できるよう森林組合・共販所との連携を図る。
- ・カーボンクレジットに係る制度活用を検討し、林業の活性化や森林の持つ公益的機能の維持増進に努め、林業従事者の受け入れ・育成等を図る。

ウ 観光又はレクリエーション

- ・村文化観光公社の活動のサポートや観光ボランティアガイドの育成などソフト面の充実を図り、近隣市町村と連携した広域的な観光振興施策に取り組んでいく。

- ・PR 等のプロモーションを行い、地域経済効果を促す仕組みづくりや各施設の経営安定化のための支援策を実施していく。
- ・村の3大観光施設である「モネの庭」「北川村温泉 ゆずの宿」「中岡慎太郎館」の更なるリピーター・新たな来訪客獲得に向けて、施設整備等による更なる魅力向上やプロモーション、イベント実施等により、交流人口拡大を図る。
- ・北川村固有の観光資源である「魚梁瀬森林鉄道遺産」等の魅力を生かし、新たな観光コンテンツ開発や村内事業者等との連携によるツアー造成、プロモーションの実施等により、交流人口の拡大を図る。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業負担金 ・林道事業負担金 ・農道事業負担金 ・間伐等林業支援事業 ・作業道整備事業 ・林業振興事業 	北川村	
	(2)地場産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産事業負担金 ・特產品加工施設整備事業 ・ゆず関連施設整備事業 ・SDGs関連事業 	北川村	
	(3)観光又はレクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理事業 ・モネの庭関連事業 ・北川村温泉関連事業 ・中岡慎太郎館関連事業 ・中岡慎太郎生家関連事業 ・観光事業負担金 ・観光施設整備事業 ・観光拠点周辺施設整備事業 ・日本遺産関連事業 ・歴史観光資源等強化事業 ・北川村文化観光公社事業 	北川村	

(4)産業振興促進事項

本村において、製造の事業、情報通信サービス事業等、旅館業の用に供する設備を新設・増設、又は取得等した者について、その事業に係る機械及び装置、建物、土地に対して、固定資産税の課税免除の特例を適用する。

(i)産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
北川村全域	製造の事業、情報通信サービス事業等、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(iii)他市町との連携

産業振興を促進するにあたって、近隣自治体と連携をしながら進めることとする。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

地区集会所や避難場所としての利用等、地区における重要な施設として位置づけていことから、地区住民の利用形態等を勘案しながら適正な維持管理となるよう、施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。加工品生産機能を有する施設については、使用者の意向等を勘案し、中長期の施設利用計画を検討していく必要がある。

老朽化が進んだ施設は、維持修繕に係るコストの増加が予想されるため、耐震補強工事を実施するなど、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図る。また、維持管理コストの割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

4 地域における情報化

情報化の整備については、整備されたブロードバンド環境のさらなる利活用を検討するとともに、携帯電話不感地域の対策に取り組む。

外部への情報発信については、村文化観光公社の情報発信力を活用しながら、村内観光施設と連携して実施していく。

近年の感染症リスク対応に伴い、人同士の非接触化を図るため、リモート事業にも積極的に取り組み、作業の省力化・効率化を目指していく。

(1)現況と問題点

典型的な中山間地域である本村は、社会基盤をはじめとする様々な面で都市部と格差が生じている。中芸4町村と連携し、ブロードバンドサービスや地上デジタル放送への対応、防災システム、携帯エリアなどの情報通信基盤整備が完了し、長年の課題が解消されたが、施設の老朽化や地区の高齢化等により、更なる利便性や機能向上、また、一部携帯電話不感地域があり、その対策等が必要である。

本村の魅力や住民への周知を情報発信するホームページは、必要とする情報や最新の情報を提供できていないため、定期的な更新や見直しが必要である。SNSについては、

教育委員会で活用されているものの、積極的な活用には至っていないため、庁内手続きのリモート化を含めて今後の活用方法を検討する必要がある。

ドローン等の農薬散布によるスマート農業についても、今後更に事業の加速化を図る必要がある。

(2) その対策

中芸4町村と連携して取り組んだ情報通信基盤整備により、住民の方々がその恩恵を十分受けられるように、施設の活用方法について検討していく。加えて、次世代通信設備(5Gや光ファイバ等)の検討も行う。

情報発信のツールであるホームページやSNSの活用方法の見直しを行い、村の文化観光公社や村内観光拠点施設と連携しながら、本村の魅力を対外的にPRし、関係人口及び交流人口の拡大に向けた取組を行う。

庁内業務のリモート化や感染症対応のための非接触化にも取り組み、情報化による手続等の簡素化や業務効率改善のための取り組みを推進する。

スマート農業については、現在村振興公社が試験的に行っている農林水産省主導のスマート農業開発・実証プロジェクトにおいて、ゆずの高品質生産と労働生産性の向上のための実証実験を進めており、一部の地区のみで試験的に運用しているノウハウを今後他の地区で導入し、事業の横展開を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等	<ul style="list-style-type: none">・携帯電話等エリア整備事業・情報通信基盤設備整備事業・5G 関連事業・光ファイバ関連事業	北川村	
	(2)情報発信事業	<ul style="list-style-type: none">・北川村HP活用事業・北川村SNS活用事業	北川村	
	(3)リモート推進事業	<ul style="list-style-type: none">・庁内リモート化事業・申請手続等非接触化事業・スマート農業推進事業	北川村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、更新・修繕を行うための環境を構築する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

高知県東部において整備が進められている地域高規格道路は地域経済の発展や交流人口拡大、緊急時の命の道路としての効果が期待されている。

本村においても地域高規格道路を考慮した基盤整備や地域間交流、福祉施策の検討をしていく。また、村道を始めとする生活道は安全な交通環境を整備するとともに、住民の生活に欠かせない公共交通を確保する。

(1) 現況と問題点

本村は、主に奈半利川、野川川、西谷川などの川沿いに集落が点在しており、各集落をつなぐ幹線道路は国道493号線や県道西谷田野線などがある。さらにそれらを村道が補っているが、急峻な山間地のため狭くて急カーブの連続した路線が多く、道路改良率は40.8%と低いうえに道路舗装率についても71.8%とまだまだ十分な水準に達していない。

また、舗装の劣化や橋梁をはじめとする構造物の老朽化への対策が不可欠であり、農林道についても、地域間の連絡道、作業道としての機能を有しており、さらなる整備が必要となっている。

公共交通機関は村内では村営バスのみであるが、財政的及び地理的な問題や村外の公共交通機関との連携調整など、住民の要望に十分応えられている状況ではない。

(2) その対策

村道の改良・舗装を中心に路線を絞り込み事業を実施していくとともに、農林道についても生活道や圃場整備園地への連絡道など優先順位の高い路線を重点的に整備していく。

また、維持補修面では橋梁の長寿命化や舗装・構造物の修繕、落石対策などに計画的に取り組み、快適かつ安全な交通環境を創り上げる。

唯一の公共交通機関である村営バスの運行は、住民とともに路線及び便数の見直しを図る。また、高齢化に伴い、病院や買い物などの生活交通を確保するため、福祉分野と連携を図り、日常生活を安心して過ごせる仕組みをつくる。

運転免許証を返納される方を含めた高齢者等が利用しやすいサービスの提供を目指し、運賃や車両の変更について検討するとともに、デマンド運行及び福祉的バスの予約システムの充実を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 道路	<ul style="list-style-type: none">・村道事業(橋梁・トンネル含む)・林道事業(橋梁・トンネル含む)・農道事業(橋梁含む)・その他道路事業(法定外公共物)・道路事業負担金	北川村	
	(2)鉄道施設等	・ごめん・なはり線関連事業	北川村	

	(3)交通手段対策事業	・車両購入(大型・中型・小型) ・バス運行事業	北川村	
	(4)交通安全	・交通安全施設整備事業	北川村	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・構造物(舗装、付帯設備等)ごとに定期的にパトロールや点検・診断を実施。
- ・道路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する道路において、予防保全型の道路(舗装)施設管理を実施。
- ・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。
- ・交通量等も含め将来のまちのあり方を考え、道路の廃止も含めた道路網の再構築を行うための道路計画の策定を進める。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

6 生活環境の整備

住民の生活基盤である水道施設や下水処理施設、消防防災・救急搬送体制などの整備は都市部と比べ十分ではなく、今後も引き続き整備が必要である。

また、南海トラフ地震への対応として各施設の耐震化や地震発生時の対策として、住民が安心して暮らせるようハード・ソフト両面の整備を推進していく。

(1)現況と問題点

ア 水道施設

本村には簡易水道施設が1施設、飲料水供給施設が17施設あり、令和5年度末における全体の水道普及率は99.1%となっているものの、簡易水道のみの水道普及率は70.1%に留まっている。令和5年3月末の給水人口は1,136人であり、依然として井戸や谷水を飲料水として使用している地域が残っているため、対応が必要である。

また、簡易水道施設をはじめとする各施設の老朽化などが原因で維持管理に係る経費が増加している。

イ 下水処理施設

本村では、約120基の単独・合併処理浄化槽が整備されているにすぎない。合併処理浄化槽については、国や県の補助制度があるものの、設置費用や維持経費の問題で年間数基の普及に止まっており、廃水処理対策は進んでいない。

ウ 廃棄物処理施設

ゴミ処理施設は安芸広域市町村圏事務組合で整備し、取り組んでいる。今後も分別収集・リサイクルの徹底によるゴミの減量化、不法投棄防止への啓発など体制整備を含め、

推進していく必要がある。

エ 火葬場

火葬場は中芸広域連合で整備・運営を行っている。通常時の安定した運営、及び災害時等の対応も考えられるため、今後も体制整備の充実に努める必要がある。

オ 消防施設・防災対策

本村には、地域の安全を守るため消防車や防火水槽といった消防施設が整備されているが、まだまだ不足している設備や老朽化している設備などがある。

中芸5町村の消防・救急活動の拠点である中芸消防署への更なる設備の充実に努める必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水道未普及地域については、地域の状況等を勘案したうえで対応をする。また、維持管理経費の増加については、各施設の耐用年数等を考慮し計画的な改修整備を行い、生活水の有効利用等について十分な啓発活動を行う。

また、南海トラフ地震対策として財政状況を考慮しながら各水道施設の耐震化を計画的に実施していく。

イ 下水処理施設

合併処理浄化槽の設置を地区単位で行うなど、面的整備を図りつつ、補助金制度などを住民に周知し、個々の整備促進を図る。

ウ 廃棄物処理施設

広域によるゴミ処理施設の安定的運営及び財政負担の軽減を図るために、住民に対して広報やパンフレットを配布することにより、リサイクル・リユース・リデュースを啓蒙普及し排出ゴミの削減に努める。

エ 火葬場

災害時の緊急対応を円滑に実施するため火葬場及びそれに付随する施設整備等を行い、体制整備の充実を図ることにより火葬場の通常時の安定的運営を確保する。

オ 消防施設・防災対策

- ・国や県の補助事業を導入し、計画的に防火水槽の設置や消火栓の増設などを行い、水利の確保状況を高めるとともに、中芸消防署及び北川村消防団の消防車やその他設備の機能強化や更新を図る。
- ・南海トラフ地震等の災害が発生した場合に、孤立することを想定し、ヘリポートの整備や防災資材の備蓄、災害時要援護者の把握・情報共有に努める。
- ・防災意識の向上のため、避難所運営マニュアル等各自主防災組織の計画に沿った防災訓練を実施する。「自助・共助」の重要性を理解してもらいながら個人、地域での防災力の向上を図っていく。
- ・令和8年度までを住宅耐震化促進強化期間とし、耐震化率の向上を図る。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設	・簡易水道施設整備事業 ・飲料水供給施設整備事業	北川村	
	(2)下水処理施設	・合併処理浄化槽設置事業 ・下水処理施設整備事業	北川村	
	(3)廃棄物処理施設	・ゴミ処理事業 ・ゴミ収集車購入事業 ・ゴミ処理管理保管施設整備事業	北川村	
	(4)火葬場	・火葬場事業負担金	北川村	
	(5)消防施設	・消防車両購入事業 ・消防関係備品購入事業 ・消防事業負担金	北川村	
	(6)その他	・住宅耐震化事業 ・国土調査事業 ・防災対策事業 ・災害用備蓄事業	北川村	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

老朽化が進んだ施設は、維持修繕に係るコストの増加が予想されるため、耐震補強工事を実施するなど、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図る。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本村は人口減少や高齢化の進行、地域での支え合いの機能の低下、価値観の多様化など多くの課題がある。高齢者などが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域づくりを推進するため、様々な住民のニーズに応えていかなければならない。本村の実情に即した福祉施策を展開するため、高知県の「日本一の健康長寿県構想」と連携し取り組んでいく。

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

本村では、総合的な少子化対策を進めているところだが、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しいなど様々な事情を抱えていることから、結婚や子育てを希望しつつも、ハードルが高い状況であり、子育て世帯へのきめ細かなサポートが求められている。

現状として、子育てに不安や負担を感じている家庭が増加しており、各家庭への支援が必要となっている。村全体で「子育て世代が住みやすい村づくり」に取り組み、子育てに係る不安や負担の軽減を図ることで、少子化の流れを改善していく。

イ 高齢者等の保健福祉の向上

本村の高齢化率は44.07%（R2年国勢調査）と非常に高く、全国平均の28.6%、高知県平均の34.96%を大きく上回っている。独居高齢者世帯・高齢者夫婦世帯の割合も40%を超えており、各種健診や相談事業、介護予防活動などを実施することで、高齢者の健康増進に努めている。また、集落が広範囲に点在した本村において、健やかな生活を営むためには保健分野はもとより福祉分野全般に渡って、きめ細かなサービスの提供を行う必要がある。その他、単独での運営が困難な老人ホームについては、広域的な対応を行っている。

ウ 児童の保健福祉の向上

共働き世帯の増加とともに、保育行政に対する要望が0歳児からの受け入れや延長保育の実施など多様なものとなってきており、本村においても同様の状況にある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

①子育て支援の強化

- i) 子どもが安心して暮らせる環境づくり
 - ・小規模多機能施設「ゆずの花」、また、中芸広域連携による子育て支援施設の利用・サービス強化を図り、親世代が安心して子育てできる情報提供、支援サービスの強化を図る。
- ii) 子育て中の親への支援
 - ・子育てをしながら働き続けられるよう、また、子育て・教育ビジョンに掲げる「15歳までに育ってほしい子どもの姿」のさらなる具現化を図るため、子育て環境の整備や子育て世代への助成などの充実を図る。
 - ・公認心理師による子どもの心理状況の把握とそれに基づくケア及び保護者の相談等の機会を提供し、一人一人の子どもの個性や特性を認め伸ばすとともに、保護者の子育てに係る不安や負担の軽減を図る。
 - ・食育活動を通じて親育ちと子どもの自立を支援する。また、家庭教育講演会や各種教室・教育懇談会の充実を図る。
 - ・保護者のニーズを把握し、放課後子ども教室における受け入れ時間の拡充や各種体験活動の充実等について検討を行う。
 - ・子育てしやすい環境を構築するため、子育て・文教エリア整備の検討を行う。
- iii) 多世代・多文化が集う機会の創出

・村の子育て世代同士、高齢者や外国籍の住民、また村外からの関係人口・交流人口等との交流機会を通じて、安心で安全な子育て環境の整備を推進するとともに、子どもたちが多様な価値観を育めるような機会の創出を図る。

②子育て世代向けの情報発信

- ・北川村の子育て環境、教育環境等を広く発信し、北川村の子育て環境をPRする。また、情報発信の効率化・情報の充実にむけた体制構築についても検討を進めよう。
- ・角木団地の分譲開始等の機会を捉えつつ、住環境と子育て環境の一体的な情報発信に努める

イ 高齢者等の保健福祉の向上

①健康寿命延伸に向けた生活支援

i)食育・運動を通じた健康づくりの推進

・健康維持・増進の重要要素である食事、運動について幼少期から正しい知識を身につけ、習慣化させるために、保育園から各年代における食育・運動促進に関する事業に取り組む。

ii)各種健診(検診)の受診促進(着実な身体状態の把握)

・健康寿命延伸に向けて、各年代での身体状態の正確な把握に向けて、乳幼児から後期高齢者まで、切れ目のない健診(検診)の実施、受診促進に取り組む。

iii)健康寿命延伸に関する各種対策の推進

・健康寿命増進に向けて、生活習慣病対策、フレイル対策、介護予防、こころの健康維持に向けた支援に取り組む。

iv)各種取り組みの普及啓発、参加促進

・各種健診(検診)の受診や、取り組みの普及啓発・参加促進を図り、健康寿命の延伸に向けた環境の充実に取り組む。高齢者が健康にいきいきと生活できるよう、各種健診や健康相談、介護予防活動などの保健事業を充実させ、保健福祉関係機関と連携を取ることにより様々なケースに迅速に対応できる体制づくりを推進するとともに、生活支援、介護予防サービスの強化、拠点施設の機能強化を目指す。感染症対応のためのフレイル予防啓発も行い、子どもから高齢者まで幅広くコミュニケーションを築くことのできる交流メニューの拡充等を図る。

・山間部に集落が点在している本村の地理的条件を克服するため、病院への通院や買い物など日常生活の移動手段確保の体制整備を検討する。

ウ 児童の保健福祉の向上

子ども・子育て支援事業計画に基づき、住民の保育ニーズに対応するため、安全な環境下で保育できるよう施設の充実に努め、実情に応じた子育て支援等の充実を図る。

保護者のニーズを把握し、放課後子ども教室における受け入れ時間の拡充や各種体験活動の充実等について検討を行う。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高	(1)子育て事業	・相談支援事業	北川村	

・ 齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		・訪問指導事業 ・巡回相談員整備事業 ・子育て世代への助成事業 ・公認心理師活用事業 ・北川村食育推進事業 ・家庭教育支援基盤形成事業		
	(2)老人・障害福祉事業	・高齢者施設整備事業 ・デイサービスセンター事業 ・あつたかふれあいセンター事業 ・保健福祉推進事業 ・介護予防事業 ・フレイル事業 ・特別養護老人ホーム負担金 ・中芸介護公社運営費補助金 ・障がい者就労支援事業	北川村	
	(3)児童福祉事業	・保育所事業	北川村	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

8 医療の確保

村内に医療機関はなく、近隣市町村や高知市を中心とした大規模な病院に依存している。高知県の「日本一の健康長寿県構想」に基づく取り組みと連携し、救急搬送体制や見守る体制の整備などを推進し、安心して医療を受けられる環境づくりに取り組む。

(1)現況と問題点

本村は無医村であるため、住民は主に近隣市町村の個人病院などにその多くを依存しており、症状の程度により専門的な医療サービスを要する場合は、高知市を中心とした大規模な病院を利用している。しかし、緊急時などに高知市などの病院を利用する際、移動に時間を要するため、生命が危険にさらされる恐れがある。

(2) その対策

無医村であることや交通の利便性が悪いことなどに起因する不安を解消するため、県や広域市町村との、連携による医療体制の取り組みを取り入れるなど、医療環境の整備に取り組む。

また、一人暮らしの高齢者の病気などに対する不安に対し、緊急通報装置の設置や見守る体制などを検討し進めていく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)医療対策事業	・緊急通報装置設置事業 ・緊急通報システム事業 ・特定健康診査事業 ・老人保護措置事業 ・福祉医療事業	北川村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行うための環境を構築する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

9 教育の振興

心豊かに暮らせる村づくりの第一歩として、心身ともに健全な人材の育成が大切である。この具現化を図るために、令和2年4月「子育て・教育ビジョン」を策定し、保小中15年間を見通しながら子どもの個性を伸ばし、自ら学ぶ意欲や探究心をもった人間を育成していく取組や、学力や体力、自尊感情等を向上させ、子どもたちの可能性を伸ばしていく取組を推進していく。加えて、学校・家庭・地域の連携を強め、高知県の「教育振興基本計画」や本村に関わりのある企業とも連携を図りながら、地域ぐるみの教育活動を推進していく。

また、ICTの活用や外国語教育、食育活動など、本村ならではの特色かつ魅力ある教育活動を創造とともに、地域住民が利活用できる保小中一体的な文教施設の検討を行っていくなど、地域とともにある保育所・学校づくりを進めていく。

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の振興

本村の小・中学校は、過疎化とともに統廃合が行われ、現在1校ずつとなっている。子

どもたちは児童・生徒数が減少したなかで学校生活を送っており、切磋琢磨しながらお互いを高め合う環境が失われつつある。今後は、教育行政・保育所・学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進め、特色と魅力ある教育活動を創り上げていく必要がある。

令和2年度から保小中学校運営協議会を設置し、保護者や住民の声を学校・保育所運営に適切に生かす仕組みを構築している。加えて、同年度から小中一貫校制度を導入し、乗り入れ授業や合同行事の実施等による中1ギャップなどの段差を抑えた教育活動を開催しており、子どもたちが保小中15年間を見通した保育・教育により、誰一人取り残されず学び、村の将来を担う人材になることができるための魅力的な子育て・教育環境を整備する必要がある。

イ 社会教育の振興

本村では、各種の趣味、娯楽を共有する方々によるクラブ活動や生涯学習を中心とした研修会、講演会などを行っている。しかし、研修会や講演会などの開催に際し、受講者の固定化や若年者の参加が少ないなどの問題があげられる。

日々の生活を充実させるため、より文化的な心の醸成が図られる活動を推進することが求められている。

ウ スポーツの振興

本村のスポーツ活動は卓球、バドミントン、グラウンドゴルフ、クレー射撃など幅広く行われている。スポーツ活動は健全な精神と肉体を作り上げるだけでなく、コミュニケーションや交流の活性化に繋がり、地域振興には必要不可欠なものである。

しかし、人口減少や高齢化の進行とともにスポーツ愛好者も減少の一途をたどっており、愛好者の育成が課題である。

(2) その対策

ア 学校教育の振興

①子育てしやすい、特色ある教育を実践する北川村の推進

i) 保小中一体化の推進

- ・子どもたちが保小中の 15 年間を見通した保育・教育により、誰一人取り残されず学び、村の将来を担う人材になることができるための魅力的な環境をつくる。
- ・小中一貫の取組として、乗り入れ授業や合同行事の実施等により、中 1 ギャップなどの段差を抑えた教育活動を開催し、子どもの自立心や責任感を育む。
- ・保小連携により、小 1 プロブレムを未然に防ぐとともに、年長園児の小学校へのあこがれや期待感を育む取組を充実させる。
- ・ICT機器の導入や環境整備を行い、子どもたちに興味関心を抱かせ、わかりやすい授業を提供するとともに、個別に最適な学習の機会を提供することによって学力の底上げを図る。
- ・遠隔授業や食育、語学力向上等の教育活動について検討を行い、村ならではの特色ある教育課程を創造する。
- ・保小中の一体的な組織の在り方及び、移住促進を図り児童生徒数を確保する観点から、様々な施策等について検討する。
- ・新たな不登校者を出さないため、未然に防止するための取組を進める。

ii) 特色ある教育活動の推進

- ・村の地域資源を活かし、保小中 15 年間を見通した特色ある活動を充実させる。
- ・子どもの探究的な学びの姿を育むとともに、村に貢献できる子どもを育成する。また、学びを通じて、「確かな学力」「コミュニケーション力」「自立心」「故郷への愛着と誇り」を今以上に身に付けさせる。
- ・村の地域資源の掘り起こしに努め、より探究的な活動となるよう学習活動の充実を図るとともに、取組を村内外に発信し、村の魅力を PR する。
- ・北川学を通じて、子ども達が地域への愛情と誇りを持つように進めていく。また「かかわる」「みつける」「たがやす」「つくる」の学びのサイクルを子どもたち自身が取り組み、北川学が探究的な学びになるようにする。
- ・食育については、保育所、学校で学ぶだけでなく、今後は食育を通して地域とのつながりをつくっていく。

iii) 多様な価値観を育む機会提供

- ・英会話等でのコミュニケーション能力の向上を目指すとともに、異文化に触れる体験学習を見据えた活動を通して、グローバルな視点を育む。

iv) 地域ぐるみ教育の推進

- ・学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民の声を学校・保育所運営に適切に生かす仕組みを構築する。
- ・地域学校協働本部の取組を拡充し、地域住民が学校や保育所の活動に参画する体制整備を行い、地域ぐるみで子どもを育む取組を展開する。
- ・学校・保育所と地域をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の確保に努める。

v) 子育て・教育従事人材の確保・育成

- ・従来の教員配置のみならず、地域おこし協力隊制度等を活用した教育人材の確保等を通じて、多様性のある教育を推進する体制を整備する。

イ 社会教育の振興

多様化する生活形態に呼応し、話題性のあるテーマの取り上げや、民間活力や大学などの人的・物的資源を活用するなど、研修内容に工夫を凝らし、学習内容にも継続性を持たせるため指導者の育成や実践活動の推進に尽力する。また、放課後等も学習等を行う集いの場を確保し、子どもの健全育成に努める。

ウ スポーツの振興

スポーツ活動は、交流活動を促進させ、技術の向上や地域間交流による更なる活性化を図る。そして、スポーツ活動のすばらしさを理解して貰うために、誰でも気軽に参加できるスポーツの普及に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校施設	・小中学校環境整備事業	北川村	
	(2)教育事業	・学力向上事業 ・地域教育振興支援事業 ・地域学校協働本部事業	北川村	

	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後こども教室推進事業 ・大学連携事業 ・スクールバス運行委託事業 ・中学生外国語研修事業 		
(3)保小中一体化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育環境整備事業 ・ICT活用推進事業 ・文教施設大規模整備事業 	北川村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

老朽化が進んだ施設は、維持修繕に係るコストの増加が予想されるため、今後も必要に応じて維持補修工事を実施するなど、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図る。また、維持管理コストの割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

10 集落の整備

人口減少や高齢化により、集落機能の確保が必要であり、日常生活を支える仕組みづくりの検討や集落での住環境の整備を推進していく。

(1) 現況と問題点

本村は、全体として人口の減少が見られるが、特に中北部地区においては、平鍋地区や二タ又地区、島地区、久江ノ上地区等のほとんどの地区が世帯数15戸未満であり、集落機能の維持が危ぶまれている。

(2) その対策

住民主体で地域の再生や活性化に向けた取り組みを行う地域活動を支援する。

また、地域おこし協力隊の導入による集落機能の回復と地域の活性化に向けた取り組みをすでにスタートさせていると同時に、地域おこし協力隊制度を利用した隊員がゆず農家の研修生として地域で活動している。こうした動きと連動して、遊休施設を活用した集落活性化への取り組みや中山間地域の資源や特性を生かした産業づくりを支援し、民間企業や大学等の意見も交えながら、集落再整備に向けた空き家の利活用方法や地域コミュニティ活動についても検討していく。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)集落再整備事業	・集落活動支援事業 ・地域づくり支援事業 ・高知ふるさと応援隊支援事業	北川村	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行うための環境を構築する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

1 1 地域文化の振興等

地域に残された貴重な文化遺産を保存・継承し、後世に伝えていくとともに、地域特有の文化遺産を観光振興に利活用することなどにより地域文化の振興を図る。

(1)現況と問題点

本村には、地区の寺などで保存されている仏像や木積地区星神社のお弓祭りなど、有形無形文化財がある。しかし、仏像などは山中の神社に保存されていることや、お弓祭りについては後継者不足など、文化財の保存・継承に関し課題がある。

また、旧魚梁瀬森林鉄道施設が平成21年度に国重要文化財に指定されており、29年度には遺構や食文化、歴史、伝統行事、風景など48の構成文化財とストーリーが日本遺産に認定されたため、これまで以上に周知していく必要がある。

また、本村には幕末の志士、中岡慎太郎の屋敷跡などの史跡や文化振興施設として中岡慎太郎館が整備されているものの、史跡や施設の維持管理に係る費用が今後増加することが懸念される。

(2)その対策

文化財や史跡など、本村の貴重な財産として適切な保護や管理を行い、その歴史的背景などについて学習することで、地域に対する愛着や北川村の住民としての誇りへと結びつけていく。ストーリー認定を受けた日本遺産事業についてもPRを強化する。

また、中岡慎太郎関連施設については、より一層のPRや内容充実に努め、施設のクオリティーを高めて行く。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)中岡慎太郎関連事業	・中岡慎太郎関連施設整備事業 ・中岡慎太郎イベント開催事業	北川村	
	(2)文化財等振興事業	・文化財関連事業 ・日本遺産関連事業	北川村	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

老朽化が進んだ施設は、維持修繕に係るコストの増加が予想されるため、耐震補強工事を実施するなど、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図る。また、維持管理コストの割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

令和元年度に北川村宗ノ上地区及び安倉地区における小水力発電事業の実施に向けた水利条件や取水設備、水路ルートなどの基本計画を策定し、事業性評価を行い、令和2年5月には高知県公営企業局の再生可能エネルギー利活用事業審査委員会で説明を行った。

また、令和5年4月、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する「脱炭素先行地域」に選定されたことをうけて、そのロードマップとして作成した「持続可能な人口1,000人の村モデル構築に向けた北川村版脱炭素事業推進プロジェクト」に沿って、上述の小水力発電に加え、公共施設のZEB化や太陽光発電施設の導入などを進めていく。

(1)現況と問題点

本村は人口1,200人を下回っており、今後の村の存続が危ぶまれている。ゆず園地の基盤整備を進め、ゆずの栽培拡大を図り、ゆずで生活できる所得の確保とそれに伴う住民の増加を目指しているが、この取り組みを一層確実なものとするため、一般社団法人北川村振興公社を令和元年度に設立した。

一般社団法人北川村振興公社は、小水力発電における売電収入等を活用して基盤整備したゆず園地等の管理を行う他、公営住宅や水道の管理業務等のアウトソ

ーシング先としての役割も期待されており、自社収入で運営することを目指している。しかしながら、農業部門自体も稼働し始めたばかりであり、ノウハウの蓄積が必要である上、小水力部門については事業化について精査を行っている状況である。

また、2030年度までに民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出量の実質ゼロを実現するため北川村振興公社が中心となって、再エネ電源の運営などを図っていく必要がある。

(2) その対策

小水力発電に関する村及び一般社団法人北川村振興公社等における事業のスキームの具体的な検討を進めるとともに収益性も含めた精査を行い、「持続可能な人口1,000人の村モデル構築に向けた北川村版脱炭素事業推進プロジェクト」に沿って施策を実行する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	・再生可能エネルギー活用推進事業	北川村・北川村振興公社	
	(2) その他	・地域脱炭素化推進事業	北川村・北川村振興公社	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行うための環境を構築する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

地域の自立や個性づくりのため、村民の役割、行政の役割を明確にしたうえで、村民の声をより反映させる仕組みづくりを確立し、将来を見据えたうえで官民一体となった事業展開を図る必要がある。

また、本村では、ウサギやイノシシ、サル、シカ等の野生鳥獣による農作物の被害が発生

(R2年度の被害面積は3,265m²)しており、農林業への被害軽減に努めるために、継続的な有害鳥獣対策が必要となっている。

(2) その対策

有害鳥獣対策については、進入防止柵の設置経費の補助や新規狩猟者の確保、有害駆除に対する報償金等の継続的な事業実施により、個人単位から地域ぐるみでまとまりのある防除を目指することで、地域住民が安心して生活できる環境整備を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の自持続的発展に関する必要な事項	(1)鳥獣事業	・鳥獣被害対策事業	北川村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行うための環境を構築する。

イ 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合している。

1 4 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住、人財誘致事業(効果促進ソフト分)	・移住者受入事業 ・移住者支援事業 ・移住相談事業 ・移住者交流事業 ・移住 PR 事業 ・定住支援事業 ・奨学金返還支援事業 ・出会い・結婚支援事業 ・就職・就農等情報発信事業 ・UI ターン促進事業 ・企業・団体向け人財確保事業	北川村	(一過性ではない理由) ① イベント開催による交流人口や観光客の増加が移住につながることも期待されることから、過疎対策としての効果が

2 産業の振興	地場産業の振興、観光又はレクリエーション事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理事業 ・モネの庭関連事業 ・北川村温泉関連事業 ・中岡慎太郎館関連事業 ・中岡慎太郎生家関連事業 ・日本遺産関連事業 ・歴史観光資源等強化事業 ・北川村分化観光公社事業 ・ゆず関連事業 ・特産品関連事業 ・SDGs関連事業 	北川村	将来に及ぶ。 ② 芸術文化子どもから高齢者まで、共通した文化・芸術に触ることで、文化意識の向上や多世代間の交流の増加が臨め、地域振興の観点から、その効果は将来に及ぶ。
3 地域における情報化	電気通信施設等、情報発信、リモート推進事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・北川村HP活用事業 ・北川村SNS活用事業 ・庁内リモート化事業 ・申請手続等非接触化事業 ・スマート農業推進事業 ・5G 関連事業 ・光ファイバ関連事業 	北川村	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	交通手段対策事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・バス運行事業 ・ごめん・なはり線関連事業 	北川村	
5 生活環境の整備	水道・下水処理・廃棄物処理・火葬場・消防・その他の対策事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業 ・下水処理事業 ・ゴミ処理事業 ・火葬場事業 ・消防事業 ・国土調査事業 ・防災対策事業 		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	子育て、老人・障がい福祉事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・訪問指導事業 ・巡回相談員整備事業 ・子育て世代への助成事業 ・公認心理師活用事業 ・北川村食育推進事業 ・家庭教育支援基盤形成事業 ・介護予防事業 ・フレイル事業 ・デイサービスセンター事業 ・あつたかふれあいセンター事業 ・保健福祉推進事業 ・障がい者就労支援事業 	北川村	

7 医療の確保	医療対策事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置設置事業 ・緊急通報システム事業 ・特定健康診査事業 ・老人保護措置事業 ・福祉医療事業 	北川村
8 教育の振興	教育、保小中一体化事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上事業 ・地域教育振興支援事業 ・地域学校協働本部事業 ・放課後こども教室推進事業 ・大学連携事業 ・スクールバス運行委託事業 ・中学生外国語研修事業 ・ICT活用推進事業 	北川村
9 集落の整備	集落再整備事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活動支援事業 ・地域づくり支援事業 ・高知ふるさと応援隊支援事業 	北川村
10 地域文化の振興等	中岡慎太郎関連、文化財等振興事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・中岡慎太郎関連事業 ・中岡慎太郎イベント開催事業 ・文化財関連事業 ・日本遺産関連事業 	北川村
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー活用推進事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー利用施設導入事業 	北川村・ 北川村振興公社
	地域脱炭素化推進事業(効果促進ソフト分)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化推進事業 	北川村・ 北川村振興公社